

# Seiko Futureworksサービス約款

## 第1条 【総則】

- 本約款は、セイコーソリューションズ株式会社（以下「SSOL」といいます。）が提供するSeiko Futureworks（以下「本サービス」といいます。）の利用契約（以下「本契約」又は「本約款」といいます。）に適用される諸条項について定めることを目的とします。
- 本契約は、SSOLがユーザーの申込みに対して承諾の意思表示を行ったときに成立するものとします。
- SSOLは、本約款を変更する場合があります。この場合、SSOLはユーザーに対し、変更後の本約款の適用開始日を事前に通知するものとし、当該適用開始日以後、異議なく本サービスを利用したことをもって、ユーザーは新約款を承認したものとみなします。
- SSOLからのユーザーに対する通知（前項の本約款の変更に関する通知を含みますが、これに限られません。）は、電子メール、本サービスに関するWEBページ若しくは書面により行うものとします。

## 第2条 【定義】

- 「ユーザー」とは、SSOLが提供する本サービスを自ら利用している会社を指します。
- 「**秘密情報**」とは、次の各号の情報を含むユーザー又は本サービスの信頼性が損なわれるおそれのある情報をいいます。
  - 本サービス利用のためにSSOLがユーザーに付与する識別情報
  - 本サービスのセキュリティに係る情報

## 第3条 【本サービス】

- SSOLが本約款の定めに従い提供する本サービスは、「Seiko Futureworksサービス仕様書」（以下「本サービス仕様書」といいます。）の記載のとおりとします。なお、サービス仕様書を変更する場合には、第1条4項の方法にて変更内容を通知の上変更します。

## 第4条 【本サービスの利用開始】

- 本サービスのご利用にあたり、ユーザーは、本約款の内容に同意のうえ、本サービスの利用開始をするものとします。
- SSOLは、本サービスの提供開始に伴い、必要となるID・パスワードを、ユーザーに対して別途定める方法で開示します。
- 本条第2項にかかわらず、SSOLは、ユーザーが以下の各号のいずれかに該当している場合は、本サービスの利用を開始しないことがあるものとします。この場合、SSOLは、本契約を遡及して解除することができるものとします。
  - 本サービス利用申込書の記載内容に虚偽、記入漏れ、誤記があった場合
  - 過去に契約違反等により、SSOLが提供する各種サービスの一つでも利用資格を取り消されたことがあることが判明した場合
  - ユーザーが本サービスと同一又は類似のサービスを提供している又は将来提供することが見込まれる場合
  - その他、SSOLによりユーザーが本サービスを利用することが不適切と判断された場合

## 第5条 【本サービスにおけるSSOLの義務】

- SSOLは、本サービスの利用開始後、ユーザーに対し、誠実に本サービスを提供するものとします。
- SSOLは、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するとともに、関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等を遵守し、理由のいかんを問わず違法な方法・手段により本サービスを提供しないものとします。
- SSOLは、本サービスの提供期間中、不測の事態が生じた場合又はそのおそれがある場合は、速やかにユーザーに通知をし、ユーザーと別途協議のうえ定める対策を行うものとします。
- SSOLは、自己の責任で第三者に本サービスの提供の全部又は一部を委託することができるものとします。この場合において、第三者に本サービス業務の提供の全部又は一部を委託することについて、本サービスの性質上やむを得ない事由があるときなど合理的な理由があるときは、SSOLは、ユーザーに対してその選任及び監督についての責任のみを負うものとします。
- SSOLは、第7条第5項に基づき提供を受けた情報及び資料等を、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとし、本サービスの提供の目的以外に使用しないものとします。
- SSOLは、本サービスの提供にあたり、第三者の著作権等の知的財産権を侵害しないよう留意するものとします。
- 本サービスの提供が終了したとき又はユーザーから請求があったときは、SSOLは、第7条第5項に基づき提供を受けた情報及び資料等について、ユーザーの指示に従って返却又は廃棄するものとします。なお、ユーザーから提供を受けた情報及び資料等をSSOLにて加工又は分析した結果については、この限りでないものとします。

## 第6条 【利用料金】

- 本サービスご利用のユーザーに対する本サービスの利用料金（以下「サービス料金」という。）及びその支払条件については、別途定める料金表、支払い条件に従うこととします。
- 経済情勢の著しい変動その他やむを得ない事由が生じた場合、SSOLは、ユーザーに事前に通知することにより、サービス料金を変更することがあります。
- ユーザーは、申込時に月額料金プラン又は年間一括プランのいずれかを選択し、第1項に規定するサービス料金を、SSOLに支払うものとします。
- サービス料金には、本サービスに関する保守サポート費用（フューチャーケア費用）が含まれています。ただし、本サービス料金には、AWS等のクラウド環境利用料、生成AIエンジンライセンス料、本サービスの個別カスタマイズ業務料金、本サービスに関するコンサルティング業務料金、本サービスの運用監視サービス費用（フューチャーオプス費用）は含まれていません。また、SSOLが現地作業をする際の交通費、宿泊費等も含まれていません。上記料金、費用については、別途協議の上、見積・請求とします。

## 第7条 【ユーザーの義務】

- ユーザーは、本サービスのご利用にあたり、本約款を遵守するものとします。
- ユーザーは、本サービス利用申込書に記載のユーザー情報の内容に変更が生じたときは、ただちにその変更内容を書面にてSSOLに通知するものとします。
- ユーザーは、自己の責任において、ID・パスワードを管理しなければならないものとします。
- ユーザーは、第三者に不正に利用されることを防止する措置をとらなければならないものとします。

- ユーザーは、SSOLに対し、SSOLが本サービスを提供するために必要な情報及び資料等を提供するものとします。
- ユーザーは、ユーザーシステムを自己の責任と費用負担により準備、維持するものとします。
- ユーザーは、本サービスに係る権利又は義務の全部又は一部を第三者へ譲渡し、又は承継させないものとします。ただし、SSOLの書面による事前の承認を得た場合は、この限りでないものとします。
- ユーザーは、本サービスを、本サービス上予定されていない不適切な用途での利用をしてはならないものとします。で
- ユーザーは、本サービスを利用するにあたって、PC又はタブレット端末を自ら調達するものとします。また、ユーザーは、AWS等クラウド環境のライセンス及び生成AIエンジンのライセンスをユーザーの費用負担にて調達するものとします。
- ユーザーは、データのバックアップをユーザーの責任により行うものとします。
- ユーザーは、本サービスの障害発生時、SSOLの実施する調査に協力するものとします。

## 第8条 【本サービスにおけるSSOLの損害賠償責任の範囲】

- 第3条に定める本サービスの内容及び第5条に定める本サービスにおけるSSOLの義務にかかわらず、本契約に基づきSSOLがユーザーに対して損害賠償責任を負うのは、SSOLの責めに帰すべき事由により本サービスを提供できなかった場合に限られ、その場合に、SSOLが負うすべての責任は本サービスを提供できなかった日数に対応する本サービス利用料を返金することに限るものとします。ただし、返金を行うのは、SSOLが本サービスを提供できていないこと知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した時に限るものとします。
- 前項に基づきSSOLが損害賠償責任を負う場合においても、SSOLが本約款の定めに従ってから1年以内にユーザーから書面による請求があった場合に限り、損害賠償をするものとします。ただし、当事者の責に帰すことのできない事由から生じた損害、逸失利益、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、派生的損害、付随的損害、データ・プログラムの喪失については一切賠償責任を負わないものとし、また、その損害賠償金額は、本サービス年間利用料金を12で割った1か月分の利用料金相当額を上限とします。
- SSOLは、ユーザーが本サービスを使用した結果については、何らの損害賠償責任も負わないものとします。また、SSOLは、ユーザーが本サービス利用に際して入出力する各種データの正確性につき何ら保証をしないものとします。
- SSOLは、次の各号に定める場合において、SSOLが提供する本サービスに関して、ユーザー又は第三者に何らかの損害が発生したとしても、何らの損害賠償責任も負わず、本サービス料の返金も行わないものとします。
  - ユーザー又は第三者の故意、過失、若しくは違法な行為、又は本約款の違反その他SSOLの責めに帰すことのできない事情に起因して損害が生じた場合
  - ユーザーシステム又は第三者のシステムに起因して損害が発生した場合。
  - 第11条の規定により本サービスを一時停止等した場合
  - SSOLが、一般に解読困難とされている暗号その他のセキュリティを用いたにもかかわらず、当該暗号が解読され、又はセキュリティが破られた場合
  - SSOLが、本約款に従い本サービスを適正に遂行した場合
  - 次に掲げるSSOLの支配を超えた事由に起因して損害が発生した場合  
・地震、噴火、津波、台風、感染症などの自然災害に起因して損害が発生した場合  
・戦争、暴動、変乱、争乱、労働争議に起因して損害が発生した場合  
・放射性物質、爆発性物質、環境汚染物質に起因して損害が発生した場合  
・通信回線の不通（ISPプロバイダー障害を含むがこれに限らない。）に起因して損害が発生した場合  
・SSOLが利用する第三者のクラウドサービスに起因して損害が発生した場合  
・その他のSSOLの支配を超えた事由に起因して損害が発生した場合

## 第9条【制限行為等】

- ユーザーは、SSOLの事前の書面による許諾なく、本サービス又は本サービスのアプリケーションを用いてユーザーの顧客に提供させてはならないものとします。ユーザーは、本サービスの再販売又はサブライセンスを行う場合には、SSOLと事前協議の上書面で合意するものとします。
- ユーザーは、本サービス仕様書等において、指定された操作以外の方法を用いて本サービスへアクセスしてはならないものとします。
- ユーザーは、本サービスに関連してSSOLがユーザーに提供するプログラムの全部又は一部について、開示、変更、解析、部分的抽出又は譲渡を行ってはならないものとします。
- ユーザーは、ID・パスワードを第三者に貸与又は譲渡してはならないものとします。なお、商業登記簿上別法人として登録されている法人に所属する社員に対してID・パスワードを貸与又は譲渡することは本条によって禁止されていることをユーザーは認識し承知します。ただし、ユーザーのビジネスパートナーとして業務委託契約を締結している法人の社員又は個人であって、ユーザーの管理下にあるPC端末を貸与する者に対して、本サービスのID・パスワードを貸与することは、本約款に抵触しない方法で適正利用をしていることを条件として、許諾されているものとします。
- ユーザーは、本サービスを原則として日本国内においてのみ利用することができるものとします。海外での利用又は本サービスに対し海外からアクセスした場合、利用される国、地域における規制や技術輸出に関する諸法令の遵守を含め、一切の責任はユーザーが負担するものとします。
- ユーザーは以下に記載する行為することを禁止します。
  - 法令に違反する行為、犯罪行為、又はこれらに該当するおそれのある行為
  - SSOL、本サービスの他のお客様、利用者又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
  - 公序良俗に反する行為
  - SSOL、本サービスの他の利用者又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利用を侵害する行為
  - 以下に該当し、又は該当するとSSOLが判断する情報を本サービスに送信する行為
    - 暴力的又は残虐な表現を含む情報

- ② コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報
- ③ SSOL、本サービスの他の利用者又はその他の第三者の名誉又は信用を毀損する表現を含む情報
- ④ わいせつな表現を含む情報
- ⑤ 差別を助長する表現を含む情報
- ⑥ 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
- ⑦ 兵器開発、軍事、戦争を助長する表現を含む情報
- ⑧ 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
- ⑨ 反社会的な表現を含む情報
- ⑩ チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
- ⑪ 他人に不快感を与える表現を含む情報
- ⑫ 面識のない異性との出会いを目的とした情報
- (6) 本サービスに使用されるソフトウェアの全部又は一部に対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変又は派生ソフトウェアを作成する行為
- (7) 本サービスと類似又は競合するサービスを開発する行為
- (8) 本サービスのネットワーク又はシステム等に負荷をかける行為
- (9) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (10) SSOLのネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為
- (11) ID等を不正に使用する行為
- (12) 自己もしくは他者のID等を第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をする行為
- (13) 本サービスの他の利用者の情報の収集行為
- (14) SSOL、本サービスの他の利用者又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (15) 反社会的勢力等への利益供与、その他反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する行為
- (16) 面識のない異性との出会いを目的とした行為
- (17) API連携サービス利用規約において禁止事項とされている行為
- (18) 本サービスを模倣する行為
- (19) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
- (20) その他、SSOLが不適切と判断する行為

#### 第10条 【本サービスの利用停止・終了利用】

1. 第6条第1項に規定する、ユーザーによるお支払いがない場合、SSOLは、事前にユーザーに予告することにより、本サービスの利用を一時停止する場合があります。
2. SSOLは次の各号の場合、予告なしにユーザーの本サービスの利用を一時停止又は禁止する場合があります。
  - (1) ユーザーの債務不履行があった場合(前項の場合を除く)
  - (2) ユーザーが、本約款の規定(第9条を含むがこれに限りません)に違反した場合
  - (3) ユーザーが本サービス申込み時に虚偽の申告をした場合
  - (4) ユーザーが、違法に又は明らかに公序良俗に反する態様並びにそのおそれのある態様において本サービスを利用した場合
  - (5) ユーザーが、他の本サービス利用者に支障を与える態様において本サービスを利用した場合
  - (6) ユーザーが、詐欺等の犯罪に結びつく態様、又はそのおそれのある態様において本サービスを利用した場合
  - (7) その他、本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由がある場合
3. SSOLは、次の各号の場合、その他の都合により予告なしに本サービスを停止する場合があります。
  - (1) 火災、停電、不正アクセス等の事故やSSOLの責に帰すことのできない不可抗力の事由(天変地異、戦争、暴動、内乱等を含む)により本サービスの中断がやむを得ない場合
  - (2) セキュリティ上、本サービスの停止がやむを得ない場合
  - (3) 本サービスのバージョンアップ又は設備増強等の各種メンテナンスを行う必要が生じた場合
  - (4) その他SSOLが本サービスの停止が必要と認めた場合
4. SSOLは、やむを得ない事由が生じ本サービスを終了させる場合、3ヶ月前までにユーザーに予告をすることとします。その際には、本契約は、解除されます。

#### 第11条 【秘密保持】

1. ユーザー及びSSOLは、秘密情報(個人情報を含み、以下も同様とします。)を、本契約の履行の目的のみ使用するものとし、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示、漏洩又は公表してはならないものとします。ただし、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を要請された場合は、開示内容をすみやかに相手方に通知するとともに、適法に開示を強制された情報に限り、かつ秘密である旨を明示することにより、開示することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、個人情報を除く次の各号の情報は、秘密情報として扱わないものとします。
  - (1) 開示されたときに公知であった情報
  - (2) 開示されたときに既に所有していた情報
  - (3) 開示された後、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
  - (4) 開示された後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
  - (5) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を負うことなく入手した情報
3. 本条にかかわらず、SSOLは、本サービスの機能改善及び追加のため、ユーザーから受領した情報(ユーザーが本サービスを利用するために入力した各種データを含むがこれに限らない。)を利用することができるものとします。

#### 第12条 【知的財産権】

1. 本サービスに関する一切の知的財産権(本サービスに標準搭載されているプロンプト、本サービスの知識ベース、エージェントのシステムプロンプトを含み、ユーザーの要望を受け本サービスの機能等を追加した場合も本サービスの一部とします。)はSSOLに帰属します。
2. 本サービスへユーザーがインプットしたデータ及び本サービスから出力されたデータに関する知的財産権はユーザーへ帰属します。

#### 第13条 【解除】

1. ユーザー及びSSOLは、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
    - (1) 本約款の規定の一つにでも違反し、相手方から相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、期間内にその違反を是正しなかったとき
    - (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき、租税滞納処分を受けたとき、破産、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又はこれらと同様のおそれが生じたとき
    - (3) 監督官庁より営業の取消し又は停止等の処分を受けたとき
    - (4) 事業譲渡、合併、会社分割、減資その他本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき
    - (5) ユーザーが第三者の支配下に実質的に入り、SSOLの利益を損なうと認められるとき
- 上記の場合でも既にお支払いいただいているサービス料金は返還されません。

#### 第14条 【反社会的勢力の排除】

1. SSOLはユーザーが次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、ただちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、第9条第2項に定める賠償責任を負う期間及び賠償責任額の制限は適用しないものとします。
  - (1) 自ら及びその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であるとき又は反社会的勢力であったとき
  - (2) 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき
  - (3) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え又は関係者が反社会的勢力である旨を伝えたとき
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的な言葉を用いたとき
  - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為をしたとき
  - (6) 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害し又は妨害するおそれのある行為をしたとき
  - (7) 本契約の履行のために契約する者が前各号のいずれかに該当するとき
2. SSOLは、前項の規定により本契約の全部又は一部を解除したときは、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しないものとします。

#### 第15条 【契約期間】

1. 本サービスの利用期間(契約期間)は本サービス申込書記載のとおりとします。ユーザーの都合により、利用期間中に本契約を解約した場合又はユーザーの事由により第13条【解除】に基づきSSOLが本契約を解除した場合であっても残契約期間中のユーザーのサービス料金支払義務は消滅せず、ユーザーは残期間分のサービス利用料金を支払うものとします。
2. 本サービスの契約期間満了60日前までにユーザー又はSSOLいずれからも書面による契約不更新の意思表示がないかぎり、契約期間は1年更新されるものとし、以降も同様とします。

#### 第16条 【解約】

1. SSOLは、第8条に定める場合を除き、いかなる場合も、本サービスの返金を行いません。

#### 第17条 【存続条項】

1. 事由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第11条の規定は本契約終了後3年間、第7条、第9条及び第9条の規定は、それ以降も有効に存続するものとします。

#### 第18条 【完全合意】

1. 本契約は、ユーザー及びSSOLの最終的かつ完全な合意を構成するものであり、本契約に関する本契約の締結日までの両当事者間の一切の契約、合意、約定その他の約束(書面による口頭による)を問いません。)、は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本契約の締結をもって失効するものとします。

#### 第19条 【管轄裁判所】

1. 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、両者誠意をもって協議のうえ解決を図るものとし、当該協議により解決できない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第20条 【フューチャーオプス】

1. ユーザーは、本サービスに付帯して、本サービスの運用監視サービス(以下「フューチャーオプス」という。)を申し込むことができます。フューチャーオプスのサービス内容は、本サービス仕様書に定めるものとし、また、その他利用条件は本約款を適用します。

#### 第21条 【タッチインステージ】

1. 本規約にかかわらず、ユーザーは、SSOLが用意するクラウド環境上において、本条に定める条件のもと、本サービスの試用利用をすることができ、その利用期間は最長2週間とします(以下「タッチインステージ」という。)
2. タッチインステージは有償版の機能を一部制限した形で提供されるものとします。なお、前条に定めるフューチャーオプスは利用できません。
3. タッチインステージの利用に際しては、SSOLが提供する環境およびライセンスを使用するものとし、ユーザーは原則として独自のAWS等クラウドライセンスや生成AIエンジンのライセンスを準備する必要はありません。
4. 提供開始日は、申込承認日から2週間以内の範囲でSSOLが指定する日とします。
5. タッチインステージの利用期間は更新できず、期間満了後に継続利用を希望する場合は、トライアルステージの利用又は有償版サービスの契約を締結するものとします。

#### 第22条 【トライアルステージ】

1. 本規約にかかわらず、ユーザーは、自らが用意するAWS等クラウド環境において、本サービスを試用利用することができ、その利用期間は最長2か月とします(以下「トライアルステージ」という。)
2. トライアルステージは、有償版と同等の機能を提供しますが、PoC的利用を目的とするため、SSOLが別途定める条件に従うものとします。
3. ユーザーは、トライアルステージの利用に必要なAWS等クラウド環境のライセンスおよび生成AIエンジンのライセンスを自らの費用負担にて調達するものとします。
4. ユーザーは、SSOLより本サービス利用のためのID・パスワード等が発行された後2週間以内を目途に、環境設定を完了し利用を開始するものとします。SSOLは、設定支援のためのQA窓口を開設し、営業時間内において回答します。

5. トライアルステージの利用期間はユーザーが本サービスの設定を完了した日より起算して2か月間とします。ただし、本サービス利用のためのID・パスワード等の発行後2週間が経過したにもかかわらず、ユーザーが合理的な理由がなく本サービスの設定を完了しない場合には、ID・パスワード等の発行日から2週間の経過日よりトライアルステージの利用期間を起算するものとします。
6. トライアルステージの利用期間は更新できません。利用期間終了後に継続利用を希望する場合は、有償版サービスの契約を締結するものとします。

(改定日：2025年8月27日)